



総合支援資金のご案内



総合支援資金は再就職に向けて「世帯」の生活再建を支援する制度です

「総合支援資金」は、失業者等、日常生活全般に困難を抱えた「世帯」に対し、継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と貸付を行うことにより、生活を立て直すことを支援する制度です。

再就職後に借金（貸付金）の返済という負担を伴う制度であるため、自立が見込まれる世帯であり、「貸付」が生活を立て直しのために適切な支援になると判断される場合に対象となります。

ご相談にあたっては、世帯全体の生活状況やお困りごとの実情を正しくお聞かせいただくことが必要です。また、現時点で常用就職が可能な状態であり、常用雇用をめざした就職活動を行っていることや、生活困窮者自立支援制度の継続的な支援に同意いただくことなどが必要です。

※貸付には審査があり、申込みから資金交付まで約1か月かかります

お住まいの地域の社会福祉協議会にまずはお電話でご相談ください

東京都 区市町村社会福祉協議会一覧

(2025年4月現在)

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457	東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5587	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-6230-0282	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-503-4308	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
文京区社会福祉協議会	03-5615-8017	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3663
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233	西東京市社会福祉協議会	042-497-5071
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-586-3063	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区民社会福祉協議会	03-6388-0055	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311	三宅島社会福祉協議会	04994-8-5888
北区社会福祉協議会	03-6454-3104	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333		

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03 (3268) 7173 FAX 03 (3235) 5979

1 総合支援資金とは どんな制度？

(1) 個人ではなく「世帯」を支援する制度です

- 本制度は、失業者等の個人を支援する制度ではなく、「世帯」の生活再建を支援する制度です。そのため、世帯員の収入で生活できる場合は対象にはなりません。
 - 「世帯」に必要な家計費を確認し、真に必要な金額を貸付します。そのため、借入申込者以外の世帯員の就労・就学・疾病・収入や負債等の世帯状況を詳しくお聞きし、必要に応じて確認いたします。
 - 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
 - 借受人に配偶者等がいる場合は、配偶者等も社会福祉協議会での面接が原則必要です。
 - 貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。
- ※資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結することになります。

(2) 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

- 本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより就職活動中の生活費をまかなうことができる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての大きな負担が伴います。
離職・減収による求職活動中の世帯が対象ですので、再就職できなかつたり再就職しても収入が少なかつたりすれば、世帯への支援を目的に貸付したものが、世帯への大きな負担となってしまいます。
そのため、ご自身の就労収入で生活されていた頃のことや、離職・減収となつてからの生活状況をお聞かせいただくこととなります。その結果、ご相談いただいた時点で、負担の方が大きく、貸付が適切な支援にならないと判断される場合には、貸付の申込みはできません。
 - 「住居確保給付金」や手当等の他制度の利用や滞納家賃の分割払い等、貸付制度以外の解決方法がある場合には、それを優先していただきます。
 - 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となつた場合、その理由は開示いたしません。
 - 世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。
- ※生活福祉資金貸付制度においては、金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

(3) 実情を正しくお話しいただくことが大切です

- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただきます。
また、資金貸付の契約を結び、貸付期間中だけでなく返済が完了するまで、継続的な相談支援をいたします。
- 必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情、今後の生活の希望を正確にお話しいただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。
- 虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合や貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

(4) 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

- 総合支援資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となり、継続的な支援を受けていただきます。
- 生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各区市等の自立相談支援機関が窓口になります。

※自立相談支援機関の名称は区市町村によって異なります。

2 総合支援資金の貸付対象となる世帯

このような世帯が対象です

- 低所得世帯(収入基準あり)または、住居確保給付金申請者であること
- 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要としていること
- 貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であること
- 以下の全てにあてはまること
 - 借入申込者の本人確認が可能であること
 - 現に住居を有していること又は「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済(償還)を見込めること
 - 失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けると同意していること



「貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯」の要件

- 借入申込者自らの就労収入によって6か月以上生計維持していた世帯で、その仕事を離職または減収となってから2年以内であること(「就労収入によって6か月以上生計維持」とは、同一の仕事を6か月以上継続し生計維持してきたこと)
- 住居確保給付金の支給要件を満たす場合、住居確保給付金を利用すること
- 借入申込者が健康で常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること
※職業訓練を受講する場合は貸付できません
- 借入申込者が申請時に65歳未満であること(最終償還期限到来時の年齢は70歳以下)
借入申込者が60歳以上の方の場合、次のいずれの条件にも該当すること
 - ① 最近まで(1年以内)就労していたこと
 - ② 就労能力及び常用就職の意欲があること※生活支援費の初回貸付は3か月以内になります
- 借入申込者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと
- 世帯に多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討します。債務整理中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合、貸付はできません。

※下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 今後、自営業を始める世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 離職者支援資金又は総合支援資金を12か月借入れ、完済していない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯

3 資金を借りる方

(1) 「借受人(決定までは借入申込者、以下同じ)」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結することになります。東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- 生活再建のために支援を受け、就職活動等の取り組みを行う方が「借受人」となります。

(2) 「借受人」となる方の要件

- 東京都内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること
※東京都外にお住まいの方は、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと
(不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く)

【外国人の場合】 ①②の両方を満たしている必要があります

① 下記のいずれかであること

- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が下記のいずれかであること
(永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等)
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

② 現住所に6か月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

4 貸付内容及び条件等

資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。

(1) 貸付利子 連帯保証人を立てられる場合は無利子 連帯保証人を立てられない場合は年1.5%

※連帯保証人の要件：65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

※借用書に記載されている返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

(2) 据置期間 6か月

(3) 返済期間 10年以内 ※最終償還年齢70歳まで

(4) 返済方法 原則として口座引落しで月賦返済

(5) 連帯保証人 原則として必要。立てられない場合は有利子での貸付可

(6) 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとり、利用目的の範囲に限り利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ当制度をご利用ください。

生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用

- (1) 貸付上限額 **【複数世帯】 月額20万円以内の必要額**
 【単身世帯】 月額15万円以内の必要額
- (2) 貸付期間 原則 6 か月以内 ※初回申請期間は原則 3 か月以内とし、状況により延長可
- (3) 貸付方法 分割交付 1 か月ごとの分割交付

- 生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、貸付を受ける必要がある金額を計算します。
- 再就職後に返済することを考え、借入金額はできるだけ少額となるよう、支出の見直しも併せて行います。
- 負債の返済費用は貸付の対象外となります。
- 当該期間であっても資金の貸付を受けた者が、自立した生活を営むことが可能になった場合には、貸付を終了するものとします。

住宅入居費 住居確保給付金申請者のみ対象

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ※停止条件付賃貸借契約

- (1) 貸付上限額 **40万円以内の必要額(見積額どおり)**
- (2) 貸付方法 住居確保給付金の支給申請を受けて、不動産業者等に直接一括交付
- (3) 貸付対象

- 確保する住居の家賃額は、住居確保給付金の基準内であること。
- ☐ 敷金・礼金等
- ☐ 入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費
- ☐ 不動産仲介手数料
- ☐ 火災保険料
- ☐ 入居保証料
- ☐ その他入居に必要な経費
- ☐ 運送費

一時生活再建費 生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象

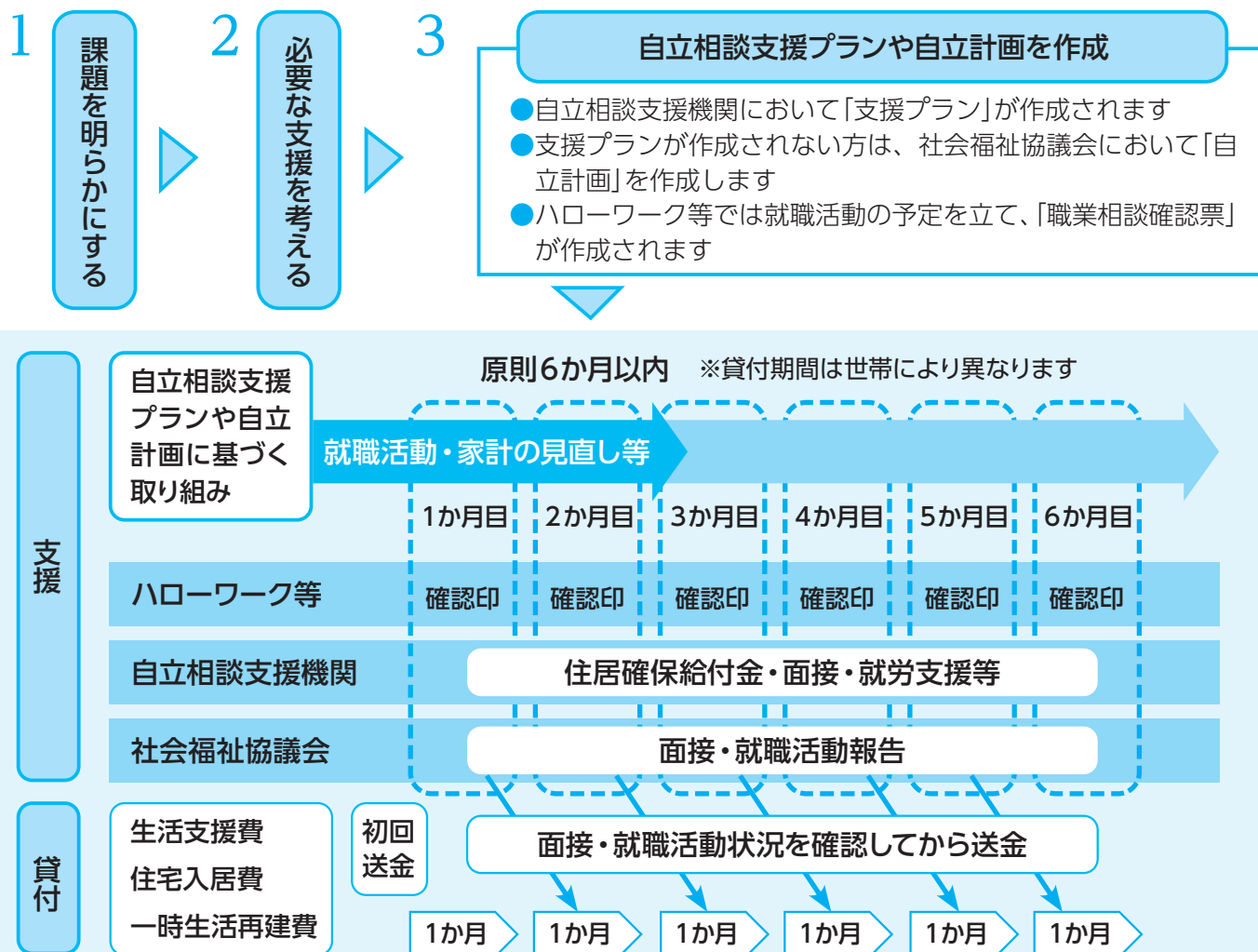
生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

- (1) 貸付上限額 **60万円以内の必要額**
- (2) 貸付方法 一括交付
- (3) 貸付対象

- ☐ 住居喪失者が住居確保給付金を利用して入居する場合の家具什器費等
- ☐ 現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用
- ☐ 住宅入居費申請者の場合の運送費不足分
- ☐ 現在居住している住居に住み続けるための更新料
- ☐ 新たに就業するために必要な支度費、技能習得費
 - 生活支援費の交付期間中に就職が内定した場合、就業までの間に用意する必要がある物品等の購入費用、及び技能習得費用(内定した会社から求められている場合に限る)
- ☐ 公共料金等滞納の場合の支払費用
 - 現在居住している住宅での公共料金等(電気、ガス、水道料金、家賃)を滞納しており、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合
 - ※家賃は下記の①～③をすべて満たす場合
 - ① 現在居住しており今後も住み続ける住居の家賃を滞納している場合
 - ② 今後、払い続けていくことが可能な家賃額の住居であること
 - ③ 滞納月数が 3 か月以内かつ滞納額が30万円以内の場合(公営住宅の場合を除く)

5 支援の仕組み

各関係機関と連携し、世帯の生活再建に向けて支援をします。



6 申請手続き

- お住まいの区市町村の社会福祉協議会で相談してください。お困りの事情を詳しくお伺いし、本制度の利用による支援が適切かどうか、相談させていただきます。
- 相談内容を踏まえ、収入や世帯状況等を書類等により確認させていただきます。確認の結果、本制度の利用による支援が適切と判断される場合、その他の必要書類を準備していただきます。
- 準備した必要書類について区市町村の社会福祉協議会で確認いたします。客観的に確認ができない点があれば、追加書類の提出等をお願いすることがあります。
- 申込みの準備が整ったら「借入申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請していただきます。
- 生活福祉資金貸付事業は個人番号(マイナンバー)利用事務ではありませんので、ご提出いただく必要書類に個人番号を記載されないようご注意ください。

※ 区市町村の社会福祉協議会を經由して東京都社会福祉協議会に申請後、審査があります。審査中にさらに確認を要することが生じた場合には、窓口の社会福祉協議会を通じて、あらためて問い合わせさせていただきます。状況によっては、追加で聞きとりや書類の提出等をお願いすることがあります。

共通して必要な書類

	書 類
1	借入申込書
2	住民票の写し(世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの)
3	本人確認書類(運転免許証、パスポート 等)
4	ハローワークの相談を受けたことの確認書類(求職申込み・雇用施策利用状況確認票)
5	現在の世帯収入を確認するための書類
6	他の公的給付・公的貸付・職業訓練等、公的支援の受給状況が確認できる書類 ※失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を現に受けている場合は申請いただけません。 ※住居確保給付金は併用可。
7	世帯の状況が明らかになる書類
8	連帯保証人の収入証明
9	債務の総額・返済額・返済状況がわかる書類(債務があり返済中の世帯の場合)
10	債務整理後の現在の状況がわかる書類(債務整理をしたことがある世帯の場合)
11	資金種類ごとに必要な書類

MEMO

★相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会です。

相談窓口

7 相談・貸付～返済までの流れ

相談開始から資金交付まで最短でも1か月程度かかります。

各区市等の自立相談支援機関

※継続的な支援

相談・申請

転居の必要がある世帯

住宅入居費あり

転居の必要がない世帯

住宅入居費なし

1 ハローワークで確認

- 求職申込み受理状況、雇用保険・雇用施策の該当状況、利用状況の確認をします。
- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入・捺印してもらいます。

住居確保給付金申請

住居確保給付金相談
(対象者は申請)

2 総合支援資金の相談

- 総合支援資金について説明を受けます。
- 「初回相談カード」「総合支援資金相談カード」に必要事項を記入し、相談員と面接します。

アパート探し

3 自立計画作成

- 自立相談支援プランが作成されない方は、相談員と「自立計画」を作成します。

4 総合支援資金の申込み

- 相談により資金の申込みが適切と判断された場合は、必要書類を揃えてください。申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、区市町村社会福祉協議会に申込みをします。

住宅の賃貸借契約
※停止条件付賃貸借契約

5 審査

- 東京都社会福祉協議会が審査します。
- 審査を進める中で追加で確認させていただくことや、書類提出をお願いすることがあります。

6 住宅入居費決定

住居確保給付金
支給決定 (対象者)

7 生活支援費等決定

- 「貸付決定通知書」「借用書」等が届きますので、内容を確認してください。

8 住宅入居費送金用書類提出

- 「賃貸契約書の写し」を提出してください。

9 住宅入居費送金

- 不動産業者等に直接送金されます。

賃貸借契約効力発生
※停止条件付賃貸借契約



住民登録

住居確保給付金決定

10 交付後確認書類提出

- 「住居確保給付金支給決定通知書の写し」「住民票の写し」「住所設置届」を提出してください。

11 生活支援費等借用書提出

- 「借用書」は借受人と連帯保証人それぞれが、ご自身で必要事項を記入・捺印してください。住所や氏名は印鑑登録証明書と同じ表記にしてください。
- 「印鑑登録証明書」(借受人・連帯保証人)は、借用書の枚数分、提出してください。
- 「預金口座振替依頼書」を提出してください。

12 生活支援費初回送金

- 借用書は、区市町村社会福祉協議会を経て、東京都社会福祉協議会に提出され、原則として本人口座に送金します。書類に不備があった場合等は、送金は再提出・確認後となります。

13 生活支援費継続送金

- 区市町村社会福祉協議会で面接をし、就職活動状況や生活状況を確認したうえで、送金を継続できるか判断します。

14 辞退

15 据置期間 (6か月)

- 就職内定した場合は、残りの貸付について辞退となります。初回給与までの生活が必要な場合は必要な範囲で送金を継続します。

16 返済 (償還) 開始

- 6か月間の据置期間を経て返済開始となります。
- 本人指定の口座から毎月22日に引き落としになります。

17 返済 (償還) 完了

- 自立相談支援機関の支援員と社会福祉協議会の相談員が連携して、一体的に支援を行います。
- 自立相談支援プランや、貸付の決定、返済状況についても共有を行います。